

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により天理市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和二年三月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）トリアル天理店

所在地 天理市稲葉町六七番三ほか及び嘉幡町六九四番二ほか

二 天理市から聴取した意見の概要

1 事業開始に伴い、騒音規制法及び振動規制法による特定施設を設置する場合は、三十日前までに市環境政策課に届け出ること。

2 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を未然に防止し、並びに日照及び電波の障害を防止するため万全を期すること。

3 廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に処理すること。

4 深夜営業について、奈良県生活環境保全条例の規定（深夜騒音に係る規制基準）を遵守すること。

5 近隣地域住民から苦情等の申出があった場合は、速やかに万全の対策を講ずるとともに誠意をもって解決すること。

6 本市開発指導要綱に基づく開発事前協議事項及び都市計画法等の関係法令を遵守すること。

7 交通量の多い国道二十五号線側出入口について、左折イン、左折アウトでの来店、退店を遵守すること。

8 立哨の交通整理員を配置することとし、配置人数・時間・場所等は、施設周辺の交通渋滞の状況に応じて増強する等の措置をとること。

9 来店予想者数に見合う十分な駐車及び駐輪スペースを確保し、施設周辺に迷惑駐車することのないように対処し、並びに交通問題の苦情等に関しては、責任をもって対処すること。

10 交通安全対策等、天理警察署から指導があれば、それに従うこと。

11 未成年が正当な理由なく夜間（二十三日以降）に入店することがないように配慮すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和二年三月十三日から同年七月十三日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで